

「学びの多様化学校」とは・・

不登校児童生徒の実態に配慮した 特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において 教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる とする特例措置によって、文部科学大臣から指定された学校。

(学校教育法施行規則第56条、中学校第79条、高等学校第86条、中等教育学校第108条準用
平成17年改正)

※COCOLO プラン(「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」R5.3)を踏まえ、
「不登校特例校」から「学びの多様化学校」に名称が変更された。

◆構造改革特別区域法(平成14年)
特例措置の一つとして、
→ 不登校特例校として制度化
(平成17年)

◆教育機会確保法(平成28年)
不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保を
→ 不登校特例校の整備を国や自治体の努力義務に

不登校児童生徒の多様な学びの場

不登校児童生徒の多様な学びの場を整備するため、校内教育支援センター支援員の配置充実、学びの多様化学校における特別の教育課程に基づく学習、不登校児童生徒の欠席中の学習を成績評価の対象とするなどの取組を促進

○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



校内教育支援センター

学校内の空き教室等を活用し、児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり、学習のサポートを受ける。
学校には行けるが自分のクラスに入りづらい時や、気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用するなど、緩やかに学校復帰や在籍学級に復帰する場として活用できる。

○家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒



学びの多様化学校 (いわゆる不登校特例校)

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数が少なかったり、体験活動や探究的な学習が充実しており、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



教育支援センター

地域の教育委員会が開設しており、在籍校から配信される授業をオンラインで受けたり、支援員とともに個別の学習に取り組む。

民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

○家から出ることができない児童生徒



オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅で行う。

アウトリーチ支援

学校とつながっていない不登校児童生徒及びその保護者に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターから訪問支援をうける。

<対象となる児童生徒の範囲>

相当の期間小学校、中学校を欠席していると認められる児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合

児童生徒について、不登校状態であるか否かは、
不登校児童生徒に関する文部科学省の調査で示された

年間30日以上の欠席という定義が一つの参考となり得ると考えられるが、
その判断は各学校又はその管理機関が行うこととし、
例えば断続的な不登校や不登校の傾向が見られる児童生徒も対象となり得る

⇒ 不登校児童生徒以外は、対象にならない

<特別な教育課程とは>

不登校児童生徒であっても、学習指導要領に基づく教育課程に沿って学習するべきもの
…原則として、教育内容や総授業時間数等の削減は行うべきではない

↑

何らかの削減を行わなければ、不登校児童生徒の教育環境を保障することが困難である場合
特別な教育課程を編成（児童生徒の社会的自立に向けて、その実態や地域性等、様々な状況を鑑みて検討）

【例えば…】

📁 総授業時数を削減！

年間の総授業時間数 1015時間 → 875 時間程度

← 朝の始業時刻を遅らせ、1日の授業時数を5単位時間に

→ 起立性調節障害等の児童生徒や市内全域から通学してくる児童生徒も通いやすく！

📁 1単位時間当たりの授業時間の短縮！

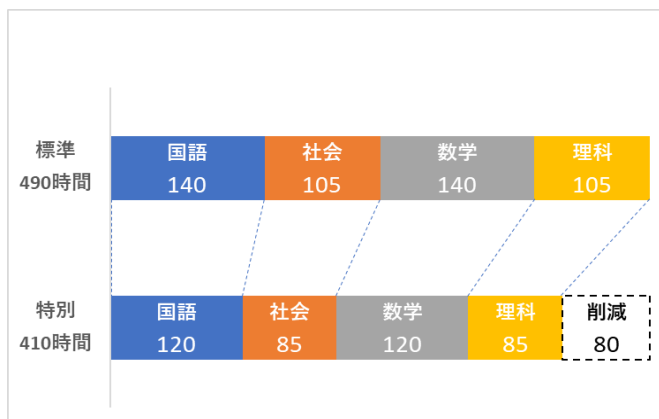
1 単位時間を 50分 → 45分に

1限から5限は50分授業、6限は25分授業 … 6限は個別学習（学び直し等）の時間に

📖 教育内容(時数)を削減!

国語・社会・数学・理科を各20時間、計80時間削減

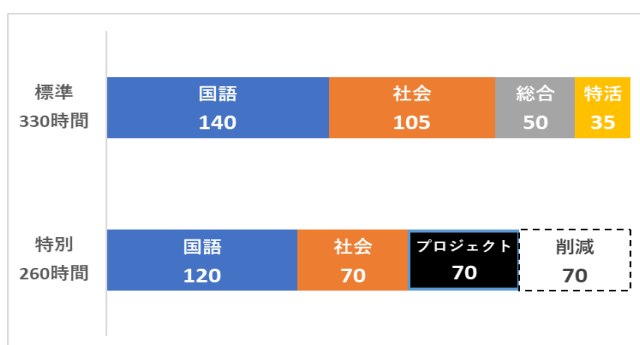
⇒一人一人学習到達度に合わせた教材やタブレット端末等を活用しながら効果的に学習を進めることで時数を削減



📖 授業時数の削減+教科の組み換え(新設)!

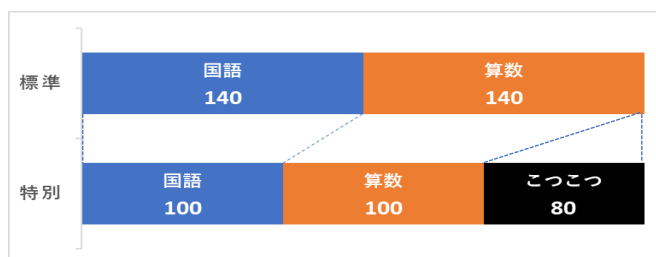
国語から20時間、社会から30時間、総合の全50時間、特活の全35時間を削減し、新設の教科「プロジェクト」を年間70時間設定

⇒国語・社会の学習内容と関連付けながら調査研究やイベントの企画・立案等を、PDCA サイクルを伴う形で計画的に実施



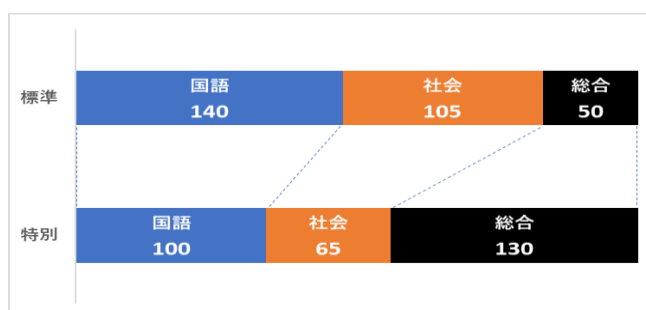
📖 教科を新設!

国語、算数を各40時間、計80時間削減
 →新設教科「こつこつ」を年間80時間設定
 ⇒漢字や計算等の基礎・基本的な内容を、個人のペースで学習



📖 授業時数を組み換え!

国語、社会から計80時間を削減
 →総合を80時間追加
 ⇒得意なことや興味・関心のあること等に基づく計画を自分で立て、教科横断的・探究的な学習を進める



<全国における設置状況>

文部科学省は、2027 年までに全都道府県への設置、
将来的には、300校の設置を目指している

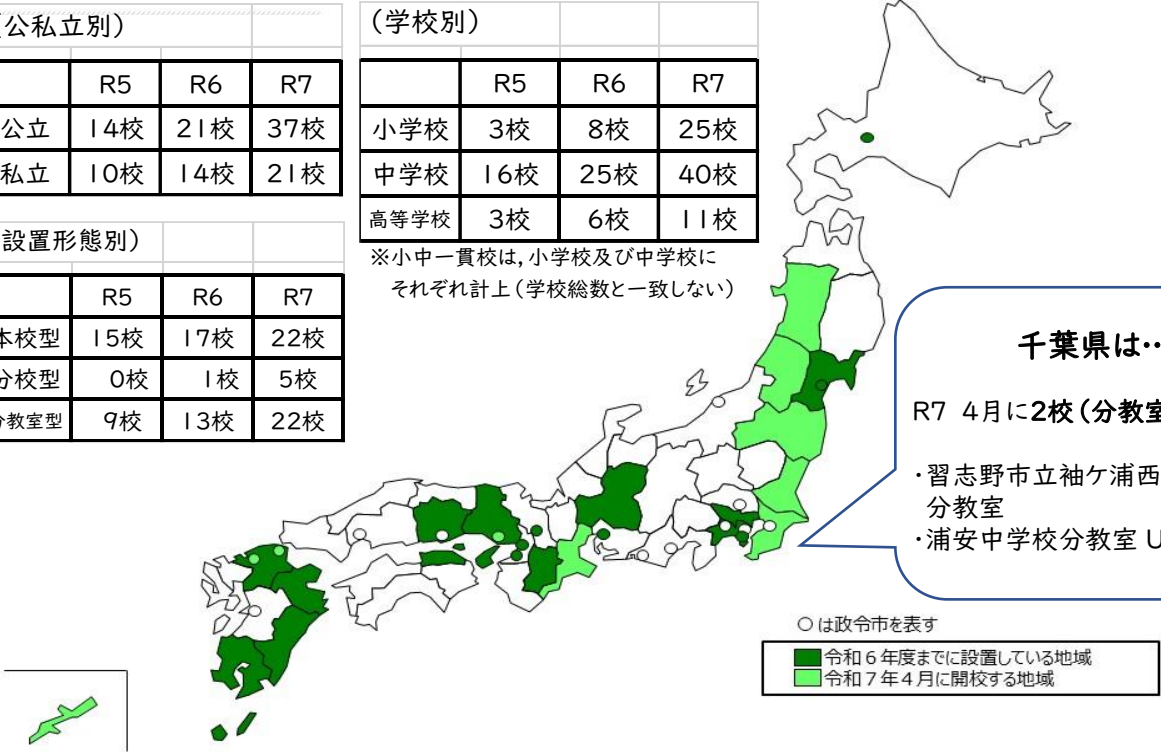
学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)の設置状況(R7)

(公私立別)			
	R5	R6	R7
公立	14校	21校	37校
私立	10校	14校	21校

(設置形態別)			
	R5	R6	R7
本校型	15校	17校	22校
分校型	0校	1校	5校
分教室型	9校	13校	22校

(学校別)			
	R5	R6	R7
小学校	3校	8校	25校
中学校	16校	25校	40校
高等学校	3校	6校	11校

※小中一貫校は、小学校及び中学校に
それぞれ計上(学校総数と一致しない)



千葉県は…

R7 4月に2校(分教室型)開校

- ・習志野市立袖ヶ浦西小学校
分教室
- ・浦安中学校分教室 UMI

<設置形態>

	本校型	分校型	分教室型	(備考)
扱い	独立して設置	母体となる本校と 分離して設置	学校の一部の学級のみ学び の多様化学校として指定	在籍校から本校は 転校手続きが必要
教育 課程	特別の教育課程	特別の教育課程	特別の教育課程	